

議案第26号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(戸籍法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>戸籍証明書</u>の交付 1通につき450円</p> <p>(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>除籍証明書</u>の交付 1通につき750円</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p><u>(4の2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を</u></p>	<p>(戸籍法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。)</u>をもって調製された戸籍に記録されている事項の<u>全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 1通につき450円</p> <p>(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>磁気ディスク</u>をもって調製された<u>除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 1通につき750円</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき400円

(4)3 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき700円

[新設]

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により市長が定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円）

(6) 届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の4 [略]

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により市長が定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円）

(6) 届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき350円

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の4 [同左]

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築物

物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。)の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[3・4 略]

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第13から別表第17までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第13において「適合性判定」という。)の申請若しくは要求、法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第

をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。)の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[3・4 同左]

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第13から別表第17までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第13において「適合性判定」という。)の申請若しくは要求、法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第

<p>1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。)の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更<del>に該当していること</del>の証明（別表第13において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1 件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>	<p>1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。)の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更<del>に該当していること</del>の証明（別表第13において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1 件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>
<p>[(2)・(3) 略]</p>	<p>[(2)・(3) 同左]</p>
<p>(4) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の規定による軽微な変更<del>に該当していること</del>の証明（別表第16において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1 件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>	<p>(4) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の規定による軽微な変更<del>に該当していること</del>の証明（別表第16において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1 件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>
<p>[(5) 略]</p>	<p>[(5) 同左]</p>
<p>[2～5 略]</p>	<p>[2～5 同左]</p>
<p>別表第7（第7条の5関係）</p>	<p>別表第7（第7条の5関係）</p>
<p>[表 略]</p>	<p>[表 同左]</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>[1 略]</p> <p>2 この表において、「住宅部分」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。</p>	<p>[1 同左]</p> <p>2 この表において、「住宅部分」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。</p>
<p>[3～7 略]</p>	<p>[3～7 同左]</p>
<p>別表第8（第7条の5関係）</p>	<p>別表第8（第7条の5関係）</p>

[表 略]

備考

[1 略]

2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第16において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。

[3 略]

別表第15（第7条の6関係）

[表 略]

備考

[1・2 略]

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は次の各号に掲げるいずれかの書面が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。

[(1)~(3) 略]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向

[表 同左]

備考

[1 同左]

2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第16において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。

[3 同左]

別表第15（第7条の6関係）

[表 同左]

備考

[1・2 同左]

3 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向

<p><u>上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証</u></p> <p>[4 略]</p> <p>別表第16（第7条の6関係）</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[1 略]</p> <p>2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更</u>（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。</p> <p>[3 略]</p>	<p><u>上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証</u></p> <p>[4 同左]</p> <p>別表第16（第7条の6関係）</p> <p>[表 同左]</p> <p>備考</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更</u>（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年3月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。